

## 社会教育関係団体等事業補助金の見直しについて

## 1 現状

	名称	補助額実績 (R7)
1	青少年問題連絡協議会	385,000円
2	地域子ども会	838,200円
3	ガールスカウト	22,000円
4	ボーイスカウト	22,000円
5	青年団	42,000円
6	市PTA連絡協議会	0円

## 2 課題

- (1) 京田辺市社会教育関係団体の認定基準に当てはまらない団体がある。
- (2) 補助額根拠が不明確である。
- (3) 補助金額が収入の大部分を占める団体がある。

## 3 課題解決に向けて

本補助金の必要性について確認した上で、今後次の点について検討する。

- (1) 補助金交付団体の認定方針の整理
- (2) 補助金額基準の整理
- (3) 補助金の審査基準の明確化

## 4 補助金交付団体の認定基準

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 代表者を置き、構成員が原則として10名以上の団体であること。
- (3) 住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が3分の2以上を占めていること。
- (4) 団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。
- (5) 構成員の学習及び向上を主とする団体であること。
- (6) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (7) 住民に団体の活動状況を公開できること。
- (8) 政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない団体であること。

5 補助金額基準について

- (1) 団体ごとの均等割、加入者数に応じた個人割から補助金額を決定する。また、補助上限額を設定する。
- (2) 申請が予算を上回る場合は予算の範囲内で按分し、配分する。

6 補助金審査について

補助金の審査は、社会教育委員の意見を聴いた上で決定する。

【補助金事務の流れ】

- 4月 補助金申請受付
- 6月 社会教育委員会議（意見聴取）
- 6月 交付決定
- 7月 追加受付
- 9月 社会教育委員会議（追加分）
- 9月 交付決定（追加分）
- 3月 実績報告書提出

7 スケジュール

- ～令和8年9月 見直し素案協議
- 令和8年11月 見直し案決定
- 令和9年2月 新要綱告示
- 令和9年度 新要綱施行

○京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付要綱

平成16年3月31日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 社会教育関係団体等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年規則第19号）及びこの要綱に基づき補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、生涯学習、社会教育等に関する事業を行う団体で、市長が認めるものとする。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるもので市長が認めるものとする。

- (1) 生涯学習の普及、向上又は奨励のための支援事業
- (2) 生涯学習振興に関する催しの開催
- (3) 青少年教育の普及、向上又は奨励のための支援事業
- (4) 青少年健全育成に関する事業
- (5) 女性の社会参画に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び社会教育の推進に寄与する公共的意義のある適切な事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を記し、申請者に京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとし、補助金を交付しないときは、申請者に京田辺市社会教育関係団体等事業補助金却下決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（事業の変更申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事業の変更をしようとするときは、京田辺市社会教育関係団体等事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに京田辺市社会教育関係団体等事業補助金実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日教委告示第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日教委告示第3号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別記様式（略）

## 京田辺市社会教育関係団体の認定基準について

(内規)

(目的)

- 1 この内規は、京田辺市における社会教育関係団体の認定に関し、基準とすることを目的とする。

(社会教育関係団体の定義)

- 2 社会教育関係団体とは、社会教育法第10条に規定するものをいう。

社会教育法 第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。
--

(社会教育関係団体の認定要件)

- 3 下記の要件を満たす団体で、京田辺市社会教育委員会議の意見を聞いて、京田辺市教育委員会が認定する。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 代表者を置き、構成員が原則として30名以上の団体であること。
- (3) 住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が3分の2以上を占めていること。
- (4) 団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。
- (5) 団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等、構成員全員を対象とし、かつ、構成員相互の有機的結び付きをもって行われる活動が主体であること。
- (6) 構成員の学習・向上を主とする団体であること。
- (7) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (8) 住民に団体の活動状況を公開できること。
- (9) 政治活動、宗教活動および営利事業を行わない団体であること。

附 則

この内規は、平成8年11月14日から適用する。

平成9年4月1日からの市制施行に伴い、田辺町を京田辺市に改める。